

寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第11号

### 寒川町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

寒川町職員の管理職手当に関する規則(昭和59年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表4の項中「館長」の次に「(寒川町立文化福社会館長に限る。)」を加え、同表5の項中「技幹」の次に「、館長(寒川町立文化福社会館長を除く。)」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。